

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年大分県規則第十七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「施行令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(欠格要件に係る届出)

第二条 施行規則第五条の五の三、第五条の五の三の二第二項、第十条の十の三、第十条の十の三の二第一項、第十条の二十四、第十条の二十四の二第一項、第十二条の十一の三及び第十二条の十一の三の二第一項の届出書は、欠格要件該当届(第一号様式)とする。

(平一九規則一〇・追加、平二三規則一二・令元規則四九・一部改正)

(再生利用産業廃棄物個別指定業の指定の申請)

第三条 施行規則第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する再生利用業の個別の指定を受けようとする者は、再生利用産業廃棄物個別指定業申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(平一九規則一〇・旧第二条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録)

第四条 施行令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(第三号様式)とする。

(平一九規則一〇・旧第三条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者登録証明書)

第五条 施行令第十九条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(第四号様式)とする。

(平一九規則一〇・旧第四条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録の変更の届出)

第六条 施行令第二十条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届(第五号様式)により行わなければならない。

(平一九規則一〇・旧第五条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)

第七条 施行令第二十一条の規定による届出は、廃棄物再生事業場/廃止/休止/再開/届(第六号様式)により行わなければならない。

(平一九規則一〇・旧第六条繰下・一部改正)

(書類の経由)

第八条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により提出する書類は、正副二通とし、知事に提出するものについては、管轄保健所長を経由しなければならない。ただし、法第十二条第三項及び第四項、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十四条第二項、法第十四条の二第一項、同条第三項において準用する法第七条の二第三項(産業廃棄物収集運搬業者に係るものに限る。)、法第十四条の四第二項、法第十四条の五第一項、同条第三項の規定において準用する法第七条の二第三項(特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るものに限る。)、法第十七条の二第一項、施行令第十六条の四、施行規則第八条の二十九並びに施行規則第八条の三十八の規定による書類については、正本一通とし、管轄保健所長に提出しなければならない。

(平一九規則一〇・旧第七条繰下・一部改正、平二〇規則三七・令元規則四九・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第四条の規定によりなされた申請は、この規則第二条の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成十一年規則第六六号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第一二号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第四九号)

この規則中第二条及び第一号様式の改正規定は令和元年十二月十四日から、第八条の改正規定は令和二年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(平19規則10・追加、平23規則12・令元規則49・一部改正)

第1号様式(第2条関係)

欠 格 要 件 該 当 届

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)

郵便番号
電話番号 () —

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第9条第6項又は第7項
第14条の2第3項において準用する第7条の2第4項
第14条の5第3項において準用する第7条の2第4項
第15条の2の6第3項において準用する第9条第6項

又は第5項
又は第5項
又は第7項
の規定により届け出ます。

記

一般 産業 廃棄物処理施設の設置の場所 ※	
一般 産業 廃棄物処理施設の種類 ※	
一般 産業 廃棄物処理施設 の許可の年月日及び許可番号 産業廃棄物処理業 特別管理産業廃棄物処理業	
該当欠格要件及び該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

注 ※の欄については、届出者が施設設置者である場合のみ記載すること。

第2号様式(第3条関係)

(平11規則66・一部改正、平19規則10・旧第1号様式線下・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(表)

再生利用産業廃棄物個別指定業申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者
氏名 ㊟

(法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)

郵便番号
電話番号 () -

再生利用産業廃棄物個別指定業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条の規定により申請します。

記

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(裏)

添付図書

- 住民票の写し(申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 業務経歴書
- 申請者(申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。)が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の規定に該当しない旨を記載した書類
- 産業廃棄物再生利用業務を行う従業員の名簿(氏名、業務従事年数等を記載したもの)
- 事業場所在地一覧表
- 貸借対照表等資産の状況を明らかにする書類
- 産業廃棄物再生利用に係る事業計画書
- 認定を受けようとする産業廃棄物の排出事業所における排出フローシート
- 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ及び鉱さいを取り扱う場合には、有害物質の含有量及び溶出試験結果を証する書類
- 認定を受けようとする産業廃棄物の再生利用フローシート及び設備機材の概要
- 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 搬入先の処分引受書
- 認定を受けた産業廃棄物の運搬を業として行う場合には、運搬車の写真及び自動車検査書の写し並びに運搬容器の概要書(運搬船の場合には、運搬船の概要書、写真及び登録済証の写し、当該船舶を使用する権利を証する書類(船舶国籍証明書又は備船契約書の写し)並びに運搬容器の概要書)

第3号様式(第4条関係)

(平11規則66・一部改正、平19規則10・旧第2号様式線下・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者
氏名 (印)

(法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)

郵便番号
電話番号 ()

廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第17条第1項の規定により申請します。

記

事務所の所在地	電話番号() —
事業場の所在地	電話番号() —
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

添付図書

- 1 貸借対照表等資産の状況を明らかにする書類
- 2 事業計画の概要を記載した書類
- 3 事業場の平面図
- 4 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 5 住民票の写し(申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 6 業務経歴書
- 7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類

第4号様式(第5条関係)

(平19規則10・旧第3号様式線下・一部改正)

第4号様式(第5条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証
する。

年 月 日

大分県知事



登録年月日	年 月 日
登録番号	大分県知事登録第 号
事業場の所在地	
事業の内容	

第5号様式(第6条関係)

(平11規則66・一部改正、平19規則10・旧第4号様式線下・一部改正)

第5号様式(第6条関係)

登録廃棄物再生事業者登録事項変更届

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)

郵便番号
電話番号 () -

下記のとおり登録廃棄物再生事業者の登録事項に変更があつたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。

記

登録年月日	年 月 日
登録番号	大分県知事登録第 号
変更の内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

添付図書

変更に係る関係書類、図面等

第6号様式(第7条関係)

(平11規則66・一部改正、平19規則10・旧第5号様式線下・一部改正)

第6号様式(第7条関係)

産業物再生事業場
廃止
届出
再開

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名)

郵便番号
電話番号 () -

下記のとおり産業物再生事業場を
廃止したため、産業物の処理及び清掃に関する法
律施行令第21条の規定により届け出ます。

記

登録年月日	年 月 日
登録番号	大分県知事登録第 号
再生事業場	名称
	所在地
廃止(休止・再開)の理由	
廃止(休止・再開)年月日	年 月 日

添付書類

廃止の場合には、産業物再生事業者登録証明書